

川口市物品売買契約基準

(総則)

第1条 供給者は、契約書記載の物品を発注者の提示した別添仕様書及び図面並びに関係書類等（以下「仕様書等」という。）に従い、関係する法令を遵守し、頭書の期限内に納入しなければならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第2条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約の変更)

第3条 発注者は、供給者が物品の引渡しを完了するまでは、仕様書等を変更することができる。

2 前項の場合において、契約金額、納入場所その他の契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者と供給者とが協議のうえ定めるものとする。

3 発注者は、第1項に定めるもののほか、納入期限、納入場所その他の契約に定める条件を、供給者と協議のうえ変更することができる。

(特許権等の使用)

第4条 供給者は、この契約の履行につき、物品の全部又は一部について、特許権その他第三者の権利が設定されている場合において、その実施等につき第三者からの異議の申し出があったときは、すべて供給者の負担及び責任で解決しなければならない。

(中間検収)

第5条 供給者は、物品の品質等に関し、発注者が必要と認めるときは、引渡しの前に発注者の検収を受けなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、物品を分解し、破壊し、又は試験することができる。

3 供給者は、発注者の中間検収に立ち会わなければならない。

4 供給者は、正当な理由なく発注者の中間検収に立ち会わなかった場合は、検収の結果について異議を申し出ることできない。

5 中間検収の実施の期日及び場所は、発注者と供給者とが協議のうえ定める。

6 供給者は、検収の期日までに、当該検収に係る準備を完了しなければならない。

7 検収に直接必要な費用（物品の破壊等による損失を含む。）は、供給者の負担とする。ただし、検収員の故意又は過失により過分の費用を要した分については、この限りでない。

(受領検収)

第6条 供給者は、物品を納入しようとするときは、納品書を持参し、物品を一括して発注者に引渡し、検収を受けなければならない。

2 発注者は、前項の引渡しを受けたときには、速やかに検収をしなければならない。

3 前項の検収については、前条第2項から第7項までの規定を準用する。

(検収における不合格等)

第7条 検収の結果、不合格と判定されたときは、供給者は自己の費用をもって遅滞なくこれを引取り、代品の納入、修補等の処置をとらなければならない。

2 供給者が、発注者の請求にかかわらず、不合格と判定された物品を納入場所から引取らない場合には、発注者は当該物品の保管の責めを負わないものとする。

3 前条及び第1項の規定は、供給者が同項の規定による代品の納入、修補等の処置をとった場合について準用する。

(所有権の移転時期)

第8条 物品の所有権は、発注者の受領検収の結果、当該物品を合格と認めたときをもって、発注者に移転するものとする。

(納入期限の延長)

第9条 供給者は、天災地変その他の不可抗力により、物品を納入期限までに納入できないときは、発注者に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、納入期限の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その事由を審査し正当と認めるときは、供給者と協議のうえ、納入期限の延長日数を定めるものとする。

(危険負担)

第10条 所有権移転前に生じた物品の滅失、損傷その他一切の損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、供給者の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、納入した物品の種類、品質又は数量に関する契約内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、供給者に対し、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

ただし、供給者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行

の追完をすることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 供給者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定は、損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

4 追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

5 発注者が契約不適合（数量に関するものを除く。）を知ったときから1年以内にその旨を供給者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、供給者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(代金の支払い)

第12条 供給者は、第8条の規定による所有権の移転後、書面をもって物品に係る代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による適法な支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に物品に係る代金を支払わなければならない。

(履行遅延による損害金等)

第13条 発注者は、供給者の責めに帰すべき理由により、物品をその納入期限内に納入しないときは、遅延日数に応じ未納部分若しくは未済部分の価格又は、契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合を乗じた額を遅延損害金として、請求することができる。

2 発注者の責めに帰すべき理由により、代金の支払い及び検収が遅延したときは、供給者は、発注者に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める割合を乗じた額を遅延損害金として、請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第14条 供給者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、供給者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は供給者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合も含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第6条第3項の規定により取り消された場合も含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が供給者又は供給者が構成事業者である事業者団体（以下「供給者等」という。）に対して行われたときは、供給者等に対する命令で確定したものをいい、供給者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、供給者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が供給者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、供給者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する違約金を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 供給者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、供給者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の契約解除権)

第15条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 納入された物品に契約不適合があるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。
- (4) この契約の履行に際し、当該係員の指揮監督に従わず、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 川口市契約に関する規則第3条第1項及び第3項に基づく入札参加の資格審査の申請手続において、虚偽の申請をしたことが判明し、契約の履行を継続することが不適切であるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約事項に違反したとき。
- (7) 供給者（供給者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 供給者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定は、供給者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、供給者は、解除により生じる損害について、発注者に対し一切の賠償請求を行うことができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、供給者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、供給者の責めに帰す事由がないときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 供給者がその債務の履行を拒否し、又はその債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 供給者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する違約金を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約に定めのない事項)

第17条 この契約に定めのない事項については、川口市契約に関する規則によるほか、必要に応じてその都度発注者と供給者とが協議して定めるものとする。